

第1回京都府後期高齢者医療協議会

＜参考資料＞

(ページ)

I 広域連合関係

- 1 京都府後期高齢者医療広域連合規約…………… 1
- 2 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画…………… 7

II 京都府将来推計人口

- 将来推計人口…………… 1 1

III 厚生労働省作成資料

(8月6日全国老人医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料から抜粋)

- 1 高齢者の患者負担の見直し(案)…………… 1 2
- 2 保険料の賦課基準について＜①基本的な考え方＞(案)…………… 1 3
- 3 保険料の賦課基準について＜②算定方法＞(案)…………… 1 4
- 4 広域連合ごとの賦課総額の算出(平成20、21年度)…………… 1 5
- 5 制度施行時の保険料算定方法…………… 1 6
- 6 制度施行時の所得係数の算定方法…………… 1 7
- 7 広域連合で使用する各項目の算出方法…………… 1 8

IV 広域連合の設立準備からの経緯及び当面のスケジュール

- 経緯及び当面のスケジュール…………… 1 9

京都府後期高齢者医療広域連合規約

平成 19 年 2 月 1 日

平成 19 年規約第 1 号

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、京都府の区域内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、京都府の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 48 条に規定する後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理する。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第 6 条 広域連合の事務所は、京都市の区域内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 京都市 4人

(2) 宇治市 2人

(3) 前2号に掲げる市以外の市町村 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条第1項から第4項までの例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長6人以内を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選挙等の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、前2項の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命じる。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長(関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。)が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会におい

てこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 国、京都府及び関係市町村の支出金
- (2) 事業による収入
- (3) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の支出金の額は、各関係市町村につき別表に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、広域連合の設立についての京都府知事の許可があつた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」と、「除く。）」を「除く。）の準備行為」とする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、第6条に規定する広域連合の事務所において行うものとする。
- 4 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

附 則（平成19年規約第2号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

区 分	関係市町村が支出する額
共通経費（医療給付に要する経費以外の経費をいう。以下同じ。）	共通経費の総額の100分の5に相当する額を関係市町村の数で除して得た額
	共通経費の総額の100分の47.5に相当する額に当該関係市町村の後期高齢者人口を京都府における後期高齢者人口で除して得た数を乗じて得た額
	共通経費の総額の100分の47.5に相当する額に当該関係市町村の人口を京都府における人口で除して得た数を乗じて得た額
医療給付に要する経費	法第98条の規定により当該関係市町村が一般会計において負担する額
	法第99条第1項及び第2項の規定により当該関係市町村が特別会計に繰り入れた額
	当該関係市町村が徴収した法第105条に規定する保険料及び徴収金に相当する額

備考1 共通経費の総額は、広域連合の予算で定める。

2 「後期高齢者人口」とは、関係市町村の支出金の収入を計上しようとする予算の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき算定した75歳以上の人口をいう。

3 「人口」とは、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づき算定した人口をいう。

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画

第1 広域計画の概要

1 広域連合の設立経緯

医療保険制度については、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定）に沿って、新たな高齢者医療制度の創設等の所要の措置が講じられることとなり、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、後期高齢者医療制度が施行されることとなった。

高齢者医療確保法においては、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を、平成18年度中に設けることとされた。

京都府においても、府内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が参加する広域連合設立準備委員会が平成18年7月26日に設置され、関係市町村の協議を経て、平成19年2月1日に知事の設置許可を受け、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立された。

2 広域計画の趣旨

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び関係市町村がそれぞれ役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項について作成するものである。

3 広域計画の項目

広域計画は、京都府後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

第2 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。

1 平成19年度における事務

平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村は連携して、電算処理システムの構築、保険料率の設定その他、平成20年度以降における事務を行うために必要な準備作業を行う。

2 平成20年度以降における事務

(1) 被保険者資格管理に関すること

ア 広域連合が行う事務

被保険者資格の取得、喪失の確認、被保険者証の交付、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の被保険者資格の認定等の事務

イ 関係市町村が行う事務

広域連合に対する申請及び届出の受付、被保険者証の引き渡しその他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(2) 医療給付に関すること

ア 広域連合が行う事務

療養の給付、高額療養費、葬祭費等の支給、レセプトの点検及び保管、給付実績の管理等の事務

イ 関係市町村が行う事務

高額療養費、葬祭費等の支給申請の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

ア 広域連合が行う事務

保険料率の決定、保険料の賦課等の事務

イ 関係市町村が行う事務

保険料の徴収、保険料の滞納処分、広域連合への保険料の納付等及び保険料に関する申請等被保険者の便益に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（保健事業）を、関係市町村と協力して実施するよう努める。

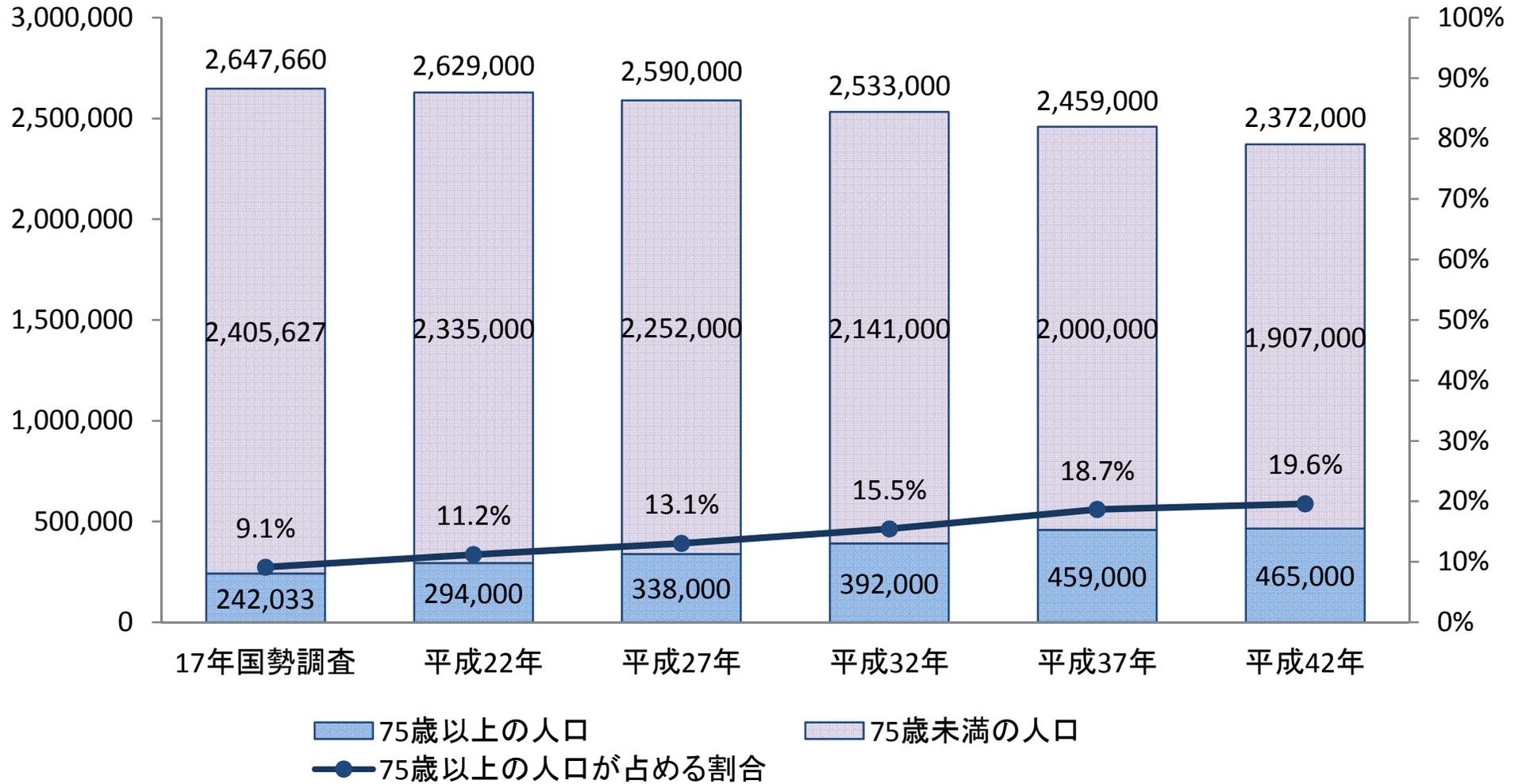
第3 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、5年ごとに必要な改定を行うものとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

京都府の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所

「日本の都道府県別将来人口推計」（平成19年5月推計）による。



高齢者の患者負担の見直し(案)

- 75歳以上の後期高齢者については1割負担、70歳から74歳の高齢者については2割負担(現行1割負担)とします。ただし、現役並みの所得を有する方は、3割負担とします。【法律で既に規定】
- 1割負担から2割負担となる70歳から74歳の一般の方について自己負担限度額を定めるとともに、低所得者の方については、従来と同じ自己負担限度額とします。

【現 行】

70歳未満の者	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円+1% (83,400円)
	一 般	80,100円+1% (44,400円)
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

70歳以上の者			自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	
	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円+1% (44,400円)
	一 般		12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II		8,000円	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)		8,000円	15,000円

【平成20年度以降】

70歳未満の者	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円+1% (83,400円)
	一 般	80,100円+1% (44,400円)
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

70歳以上75歳未満の者			自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	
	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円+1% (44,400円)
	一 般		24,600円	62,100円 (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	II		8,000円	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)		8,000円	15,000円

75歳以上の者	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円+1% (44,400円)	
	一 般		12,000円	44,400円	
	低所得者 (住民税非課税)	II		8,000円	24,600円
		I (年金収入80万円以下等)		8,000円	15,000円

(注) 金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

保険料の賦課基準について 〈①基本的な考え方〉 (案)

- 後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(被保険者均等割)から構成される。
- 普通調整交付金(所得格差による広域連合間の財政力の不均衡を調整するために交付)による所得調整の結果、広域連合の給付費の高さに応じて、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)が決まることとなる。

各広域連合の1人当たり保険料額 = 被保険者均等割額(※) + 1人当たり所得割額

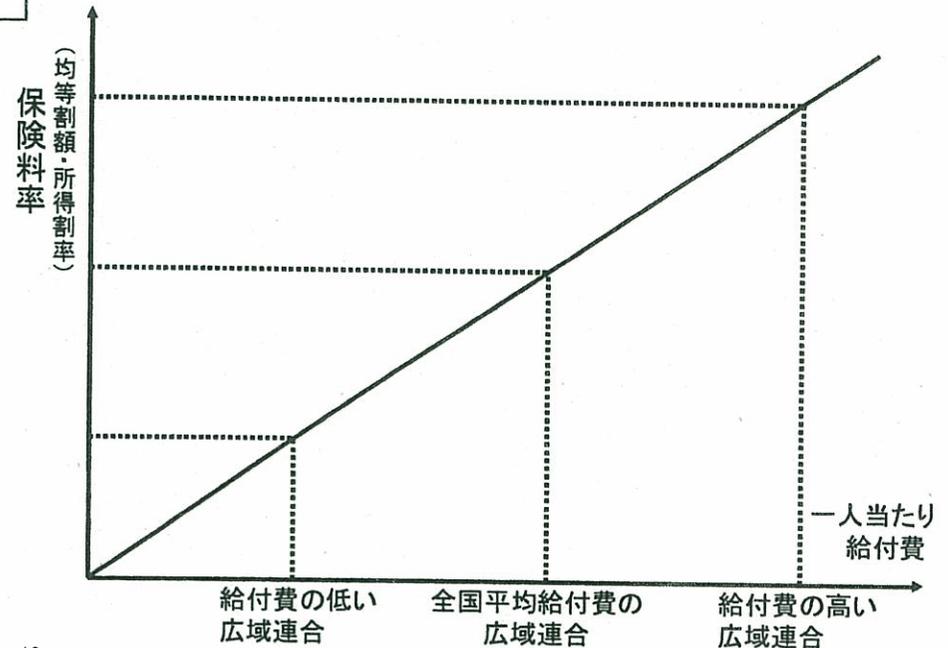
旧ただし書き所得 × 所得割率(※)

※ 被保険者均等割額 と 所得割率 は、各広域連合の1人当たり給付費の水準に応じて変動する。

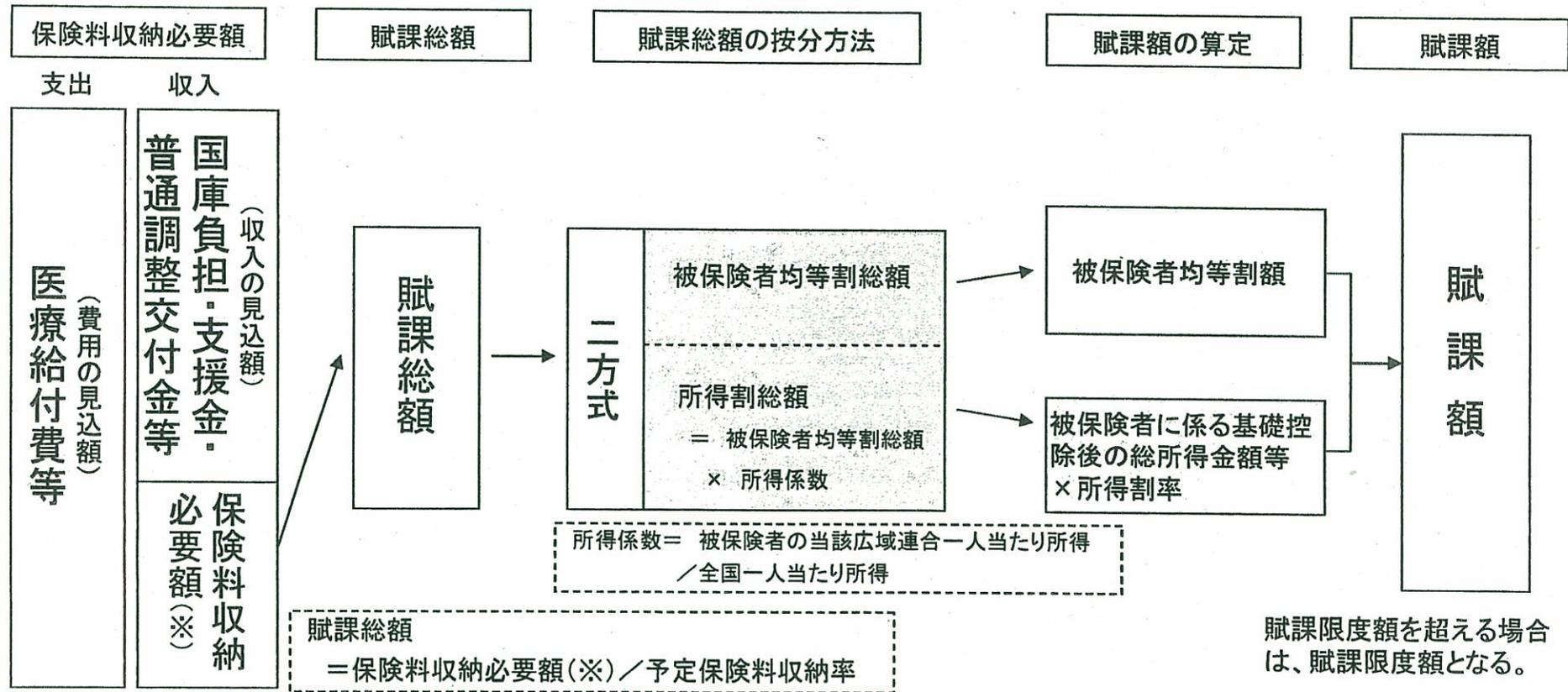
全国平均の普通調整交付金が交付された場合の応益応能比率は50:50となり、各広域連合ごとの応益応能比率は、実際に交付される普通調整交付金の多寡により変動する。

平均的な 所得水準の 広域連合	応益保険料 (5%)	応能保険料 (5%)	調整交付金	国庫負担・ 支援金等
所得水準の低い 広域連合	応益保険料 (5%)	応能保険料	調整交付金	国庫負担・ 支援金等
所得水準の高い 広域連合	応益保険料 (5%)	応能保険料	調整交付金	国庫負担・ 支援金等

所得調整後の給付費と保険料との関係



保険料の賦課基準について 〈②算定方法〉 (案)



※ 保険料収納必要額は、各年度の(ア)～(イ)の合算額とする。

(ア) 後期高齢者医療に要する次の費用(①～⑧)の合算額の見込み額

- ①療養の給付一部負担金、②入院時食事療養費等の支給、③財政安定化基金拠出金、④特別高額医療費共同事業拠出金、⑤財政安定化基金借入金の償還金、⑥保健事業、⑦審査・支払に関する事務、⑧その他(葬祭費等。ただし、事務費を除く。)

(イ) 次の収入(①～⑨)の合算額の見込み額

(高額医療費に対する負担金を含む)

- ①国庫負担金(高額医療費に対する負担金を含む)、②都道府県負担金、③市町村負担金、④調整交付金、⑤後期高齢者交付金、⑥特別高額医療費共同事業交付金、⑦国・都道府県・市町村の補助金、⑧その他(事務費及び保険料減額賦課に係る市町村納付金を除く。)

広域連合ごとの賦課総額の算出(平成20、21年度)

《平成20年度及び平成21年度》(財政安定化基金償還金の額は0とする。)

1. 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合算額を算出する。

$$\text{費用の額} = \left[\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用から} \\ \text{一部負担金に相当する} \\ \text{費用を控除した額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{被保険者に係る} \\ \text{入院時食事療養} \\ \text{費等の額 ※} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{特別高額医療} \\ \text{費共同事業拠} \\ \text{出金の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{保健事業に要} \\ \text{する費用の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{審査支払手数} \\ \text{料の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{その他の費用} \\ \text{の額} \end{array} \right]$$

※入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費

2. 平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する収入の見込額の合算額を算出する。

$$\text{収入の額} = \left[\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費公} \\ \text{費負担を含む)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費公} \\ \text{費負担を含む)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{市町村負担金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{後期高齢} \\ \text{者交付金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right] \\ + \left[\begin{array}{l} \text{国庫補助金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{都道府県補助金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{市町村補助金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{広域連合補助金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{その他の収入} \end{array} \right]$$

3. 保険料収納必要額を算出する。

$$\text{保険料収納必要額} = \text{費用の額} - \text{収入の額}$$

4. 賦課総額を算出する。

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率}$$

制度施行時の保険料算定方法

応益 保険料	応能 保険料	国庫負担金・支援金・調整交付金等
-----------	-----------	------------------

└──────────────────┘
保険料収納必要額

賦課総額 = 応益保険料 + 応能保険料

賦課総額 = 保険料収納必要額 / 予定保険料収納率

応益保険料 : 応能保険料 = 1 : 所得係数※1

所得係数 = 当該広域連合一人当たり所得 / 全国一人当たり所得
注) 所得は賦課限度額超過分を補正したもの

被保険者均等割額 = 応益保険料 / 被保険者数

所得割率 = 応能保険料 / 所得金額の合計額

各被保険者への賦課額 = 被保険者均等割額 + 所得割額

= 被保険者均等割額 + 旧ただし書き所得 × 所得割率

※1 制度施行時には、過去の所得係数がないため、広域連合にて所得係数を求めない限り、保険料計算を行うことができない。一方、所得係数を算出するための当該広域連合一人当たり所得は、賦課限度額超過分を補正したものとするため、保険料計算を行った後でない限り、所得係数を算出することができない。当該事由に対応するため、次のとおりの計算によって、所得係数を算出することとする。

制度施行時の所得係数の算出方法

普通調整交付金算定時の所得係数を算出するため、普通調整交付金の算定対象である給付費より算出する。

1. 国において、以下の額を算出し、広域連合へ提供する。 19年9月初旬メド

- ① 仮全国一人当たり旧ただし書所得(18年見込み)
- ② 仮全国一人当たり給付費(20年(12ヶ月相当)見込み)
- ③ 仮全国所得割率

2. 広域連合において、以下の方法によって、所得係数を算出する。

① 当該広域連合の仮被保険者均等割額及び仮所得割率の算出

仮被保険者均等割額 = (仮広域連合給付費総額※1 × 10% - 高額医療費公費負担※2) × 1/2 / 被保険者数※3

仮所得割率 = 仮全国所得割率[1③] × 仮広域連合一人当たり給付費※4 / 仮全国一人当たり給付費[1②]

注) 特別調整交付金の額が多い広域連合については、特別調整交付金見込額も控除して計算する。(対象広域連合に対して19年9月初旬をメドに提示)

② 賦課限度額を超える所得額を算出(18年所得より算出)

賦課限度に達する旧ただし書所得額 = (50万円 - 仮被保険者均等割額) / 仮所得割率

賦課限度額を超えた旧ただし書所得額 = 被保険者の旧ただし書所得額※5 - 賦課限度額に達する旧ただし書所得額

③ 仮広域連合一人当たり旧ただし書所得を算出

仮広域連合一人当たり旧ただし書所得

= (被保険者の旧ただし書所得の総額 - 賦課限度額を超えた旧ただし書所得の総額) / 被保険者数

④ 仮所得係数を算出

仮所得係数 = 仮広域連合一人当たり旧ただし書所得 / 仮全国一人当たり旧ただし書所得[1①]

注 ④の値により保険料を算出することとなるが、より正確な所得係数が算出できるよう、各広域連合の被保険者の旧ただし書所得の総額から賦課限度額を超えた旧ただし書所得の総額を控除した額を国へ提出し(19年9月中旬メド)、修正後の全国一人当たり旧ただし書所得を提示する(19年9月下旬メド)。

広域連合で使用する各項目の算出方法

※1 仮広域連合給付費総額(20年度(12ヶ月相当)見込み)

国において、以下の伸び率を算出し、広域連合へ基準値として提示する。

平成20年度予算 × 12/11 = 老人医療費(18年度実績) × 伸び率

当該『伸び率』を参考に、各広域連合では、仮広域連合給付費総額(20年度(12ヶ月相当)見込み)を算出

仮広域連合給付費総額(20年度(12ヶ月相当)見込み) = 都道府県老人医療費(18年度実績) × 伸び率

※2 高額医療費公費負担

国において、給付費に占める80万円超部分の給付費を算出する係数(基準値)となる『高額医療費係数』を提示し、以下の方法により算出する。

高額医療費公費負担 = 仮広域連合給付費総額 × 高額医療費係数 × [[(仮広域連合給付費総額 - 仮特定費用*1) × 1/12 / 仮広域連合給付費総額] + 1/10] × 1/4

*1 仮特定費用の額 = H18年度老人医療給付費(現役並み) × ※1の伸び率

※3 被保険者数

広域連合にて管理する、被保険者台帳の人数(平成20年4月1日時点)をそのまま使用する。

※4 仮広域連合一人当たり給付費

仮広域連合一人当たり給付費 = ※1の仮広域連合給付費総額 / ※3の被保険者数

※5 被保険者の所得額

広域連合にて管理する、被保険者に係る税情報(18年所得)をそのまま使用する。

広域連合の設立準備からの経緯及び当面のスケジュール

	厚生労働省の示すスケジュール	京都府におけるスケジュール(案)
H18. 6	○6/14医療制度改革関連法成立(6/21公布)	
H18. 7	○7/10医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 (於 厚生労働省)	
H18. 9	○準備委員会設置 ○準備委員会事務局長会議(於 厚生労働省)	○7/26準備委員会設立 ○9/1 準備委員会事務局設置
H18. 10		○10/24 準備委員会開催 (規約(案)、H18準備委員会予算案の提示)
H18. 11		
H18. 12	○市町村議会の議決(規約の議決、H18年度分賦金)	○市町村議会の議決(11月～12月議会)
H19. 1	○市町村から都道府県知事に対して申請 ○都道府県知事の設置許可	○1/13 準備委員会開催 ○市町村から京都府知事に対して設置許可申請
H19. 2	○広域連合長選挙 ○市町村議会(広域連合議会議員選挙(間接選挙の場合)、H19年度分賦金)	○2/1(案)京都府知事の広域連合設置許可 ○広域連合長選挙 ○広域連合条例、H19年度広域連合予算等専決処分
H19. 3	○広域連合議会 ・組織、人事、給与、財務等広域連合に係る広域連合条例(20本程度)の制定 ・18年度、19年度予算 ・広域計画 (注)必要に応じ、広域連合長による暫定予算の調製、執行	(○3/12合併により木津川市設置) style="background-color: #fff9c4;">○市町村議会の議決(2月～3月議)
H19. 3末	○ 広域連合設立期限(法定期限)	○市町村議会における広域連合議会議員選挙 (3月又は6月議会で選挙。ただし、統一地方選のある市町村は統一地方選後に選挙)
H19. 4		○統一地方選挙
H19. 5～6		○市町村議会における広域連合議会議員選挙 ○7月11日広域連合議会
H19. 9	○保険料設定の事前準備 ・市町村住基情報の整理 ・被保険者台帳の作成 ・所得情報の整理 ・医療費の見込み ・関係市町村との保険料設定に関する調整	○後期高齢者医療協議会設置
H19. 10		○10月、11月から各市町村で広報開始
H19. 11月上旬	○広域連合議会(保険料条例制定) ・保険料賦課決定	○11月上旬広域連合議会(保険料条例制定) ○保険料賦課額決定
H20. 1	○社会保険庁へ特別徴収のための情報提供	○社会保険庁へ特別徴収のための情報提供
H20. 2		○広域連合定例議会
H20. 3		○被保険者証交付
H20. 4	○施行	○制度施行